

N第08-01-01-60号

新潟県LANシステム用ネットワーク機器一式（その32）賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、次の条項により新潟県LANシステム用ネットワーク機器一式（その32）（以下「機器」という。）の賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、機器の賃貸借契約に関し、この契約書及び仕様書に定めるところによりこれを履行しなければならない。なお、本契約の契約番号及び契約件名を次のとおりとする。

契約番号：N第08-01-01-60号

契約件名：新潟県LANシステム用ネットワーク機器一式（その32）賃貸借契約

（賃貸借に係る機器）

第2条 甲が、乙から有償で借り受ける機器は、別紙明細書に掲げる機器とする。

（納入場所）

第3条 機器の納入場所は、別紙明細書のとおりとする。

（賃貸借料）

第4条 機器の賃貸借料は、月額 円（消費税及び地方消費税 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。

（契約の履行期限）

第6条 乙は、令和8年12月28日までに、別紙明細書に掲げる機器が正常に動作することについての甲の確認を受け、第3条に定める納入場所に機器を設置しなければならない。ただし、甲乙協議の上、別に設置期限を定めたときは、この限りでない。

2 機器の設置の方法は、あらかじめ甲乙協議を行い、決定することとする。

（契約の期間）

第7条 機器の賃貸借期間は、令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

(機器の保守)

- 第8条 甲は、機器が破損又は毀損し、若しくは正常に使用することができない又は動作しないこと(以下「障害等」という。)が生じた場合は、乙に対して、障害等を解消し、機器を正常に使用できるよう請求することができる。
- 2 前項の請求は、24時間365日行うことができない。
- 3 乙は、第1項の請求があった場合、乙の負担により、請求のあった時から起算して原則翌営業日以内に、甲の承諾がある場合を除いて第3条に定める納入場所において、障害等を解消し、機器を正常に使用できる状態にしなければならない。ただし、障害等が甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。
- 4 乙が障害等を解消し、機器を正常に使用できる状態にするために必要となる電力料その他の光熱費は、甲の負担とする。
- 5 乙は、第3項の作業(作業が完了していないものを除く。)を行った場合は、当該作業を行った日の属する月の翌月10日までに、作業の内容を書面又は新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年12月27日新潟県条例第96号)第2条第5号に定める電磁的記録(以下「電磁的記録」という。)により、甲に報告しなければならない。

(機器の取替等)

- 第9条 甲は、機器の取替、改造、追加、返却及び第3条に定める納入場所からの移転(以下「取替等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ書面又は電磁的記録をもって乙と協議する。
- 2 前項の機器の取替等に要する費用は、甲の負担とする。

(機器に関する報告義務)

- 第10条 甲は、機器に関し、製造工程上の不正なハードウェアの改変、バックドア等の不正なプログラムの埋め込みその他のセキュリティインシデントを懸念し、又は認識した場合には、乙に対して必要な情報の提供、調査の実施を求めることができる。
- 2 乙は、製造工程上の不正なハードウェアの改変、バックドア等の不正なプログラムの埋め込み、その他のセキュリティインシデント等を認識した場合又は前項の求めがあった場合には、甲が必要とする情報について、報告する義務がある。

(機器に関する是正措置)

- 第11条 乙は、製造工程上の不正なハードウェアの改変、バックドア等の不正なプログラムの埋め込みその他のセキュリティインシデントを認識した場合には、速やかに代替機器の確保、調達経路の変更その他合理的な是正措置を講じるものとする。

(機器に使用する補給品等)

第 12 条 甲は、機器に使用する補給品については、機器の規格に合致したものを使用しなければならない。

2 機器の運用に必要な消耗品は、甲が負担するものとする。ただし、保守に要する部品は、乙が負担するものとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第 13 条 乙は、毎月の賃貸借料の支払を翌月に請求書により契約金額を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰する事由により賃貸借料の支払が約定期間内に行われない場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。

(1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第 16 条の規定によらないで、乙が契約の解除を申し出たとき。

(3) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(6) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

- (8) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 乙が、第3号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第15条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 第7条に規定する期間中にこの契約に係る甲の予算について減額又は削除があったとき。
- (2) 前号のほか、1か月の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより、乙に損害を及ぼしたときは、賃貸借料の残額を上限としてその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成できないと認められるときは、契約を解除することができる。

(機器の返還)

- 第17条 契約が終了し又は解除された場合においては、甲は、速やかに機器を乙に返還するものとする。
- 2 乙は、機器の返還に際して、乙の費用負担において、これを行うものとする。
- 3 機器の返還後における設置場所の復旧については、甲の負担により行うものとする。

(損害賠償)

- 第18条 乙は、契約の履行に伴い、自己の故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- 2 甲は、契約の履行に伴い、自己の故意又は過失により乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- 3 前各項の規定による賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲の賠償額はリース残額を上限とする。
- 第19条 甲は、乙が契約を履行しない場合は、遅延日数1日につき新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第46条第1項に定める金額を違約金として請求することができる。

(天災その他の不可抗力による損害)

第 20 条 天災その他の不可抗力（暴風、洪水、落雷、火災、暴動等の自然的又は人為的な事象で契約者双方の責めによらないもの）により機器に損害を生じたときは、乙は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においては、これらの復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(賠償金等の徴収)

第 21 条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで法定率の割合で計算した延滞金及びその支払わない額を甲の支払うべき賃貸借料から相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴することができる。

2 前項の不足する額を追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(善管義務)

第 22 条 甲は、善良な管理者の注意をもって機器を管理するものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た事項又は第三者の秘密を他に漏らしはならない。

(債権等の譲渡の禁止)

第 24 条 乙は、この契約に基づいて発生する債権及び債務を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の書面又は電磁的記録による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害保険)

第 25 条 乙は、機器について乙の負担において動産総合保険契約を締結することができる。

(協議及び紛争の解決)

第 26 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を甲乙の第 1 審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。
(本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙双方が電子署名を行い、各自その電磁的
記録を保管する。)

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

新潟県知事 花 角 英 世

乙

別紙

明 細 書

貸貸借機器名		新潟県LANシステム用ネットワーク機器一式（その32）		
貸貸借料（月額）		（税抜き）		
内 訳	機器の名称	型 式	数 量	金 額
	（以下余白）			
計（60 カ月）				
消費税及び地方消費税相当額				
合 計				
納入場所 新潟県庁行政庁舎 4 階マシン室（新潟市中央区新光町 4 番地 1）				